

学生スペース「Student Cabin」利用規程

平成 22 年 6 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 9 9 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国際教養大学施設管理規程第 9 条の規定に基づき、学生スペース（以下「Student Cabin」という。）の利用等に関し必要な事項を定める。

(利用方法と利用時間)

第 2 条 利用者は、Student Cabin を利用する場合、必要事項を記入した Student Cabin 利用申請書（様式第 1 号）を大学事務局に提出し、事前に利用の承認を得なければならない。

2 Student Cabin の利用時間（清掃、片付を含む。）は、午前 9 時から午前 0 時までの間とする。ただし、飲酒を伴う場合は午後 4 時以降とする。

3 利用者は、利用後、部屋を現状復帰しなければならない。

4 利用者は、Student Cabin を利用する場合、大学警備員室から Student Cabin の鍵を借り受け、利用終了後、同室に返却するものとする。ただし、午後 1 0 時以降は、図書館警備員室に返却するものとする。

(禁止事項)

第 3 条 利用者は、Student Cabin を利用する際、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) Student Cabin の内外での喫煙

(2) Student Cabin の外での飲酒

(3) 危険物、マリファナ、幻覚剤、覚醒剤等薬物の使用、持ち込み

(4) 花火、爆竹、模造拳銃、バーベキュー、香煙、その他火器の使用及びガス、炭、ろうそくの使用

(5) 調理用器具（ガスコンロを含む。）の使用（電気、電磁式のホットプレートを除く。）

(6) 鍵の転貸及び複製

(7) 個人の所有物、ゴミ及び飲食物の放置

(8) 仮眠や占有行為等の迷惑行為

(9) 部屋内での金銭、物品、あるいはサービスの提供を要請する行為及び物品の売買

(10) 前各号に掲げるもののほか、他の規則等で禁止されている事項

2 薬物など法律により禁止されている物品の持込及び行為を発見した場合、大学は直ちに警察等関係機関に通報する。

(制限行為)

第 4 条 Student Cabin 内での 20 歳以上の利用者の飲酒は、近隣に迷惑を掛け、他の学生等の権利を侵害しない限りにおいて認める。

2 Student Cabin におけるオーディオ機器の使用は、部屋の外への音漏れ等、近隣に迷惑を

掛け、他の学生等の権利を侵害しない限りにおいて認める。

(滅失・破損)

第5条 利用者は、Student Cabin の内装、設備について常に正常な状態に保全するとともに、
工作を加えたり、滅失または破損させてはならない。施設、設備を滅失又は破損（以下「滅
失等」という。）させた場合、大学事務局に速やかに届出なければならない。

2 利用者は、施設、設備を故意又は過失により滅失させた場合、その原状回復に必要な経費
の全額を弁償しなければならない。

3 前項の滅失等について、責任を取るべき個人が特定できない場合、滅失等の修理又は修繕
に必要な経費は、当該利用者が連帯して、その原状回復に必要な経費の残額を弁償しなけれ
ばならない。

4 但し、その滅失又は破損した時期が特定できない等の場合は、学生活動費及び留学生活動
費より負担するものとする。

5 大学院学生等学部生以外の利用によって生じた破損については、利用者全員に経費を負担
させる。

(懲罰)

第6条 利用者は、Student Cabin 利用の際に、本規則及びその他関係法規を遵守しなければ
ならない。

2 前項に違反する者は、学生懲戒規程に基づき、処分されることがある。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改正又は廃止は、学生生活委員会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。